

「1社応札・1者応募」に係る改善方策について

令和元年6月28日

独立行政法人福祉医療機構

当機構では、毎年度、調達等合理化計画を定め、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるところである。

また、一般競争入札や企画競争における1社応札・1者応募については、従前より改善方策を定め（平成21年7月24日付「1社応札・1者応募」に係る改善方策について）解消に取り組んできたが、競争性の一層の確保のため、引き続き以下の通り取り組むこととする。

1. 公告に関する事項

- （1）公告は、事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- （2）公告は、すべてホームページに掲載中であるが、調達情報ページの利便性をさらに向上させるよう検討する。
- （3）原則として10営業日以上公告期間を確保する。
- （4）公告に先立ち、調達を予定する案件をホームページに掲載し、準備期間を十分に確保できるよう配慮する。
- （5）公告に容易に接せられるよう、公告に併せ「調達情報メールマガジン」を登録者に配信する。

2. 資格要件に関する事項

資格要件は、業務内容を検討し、不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しない。

3. 仕様書に関する事項

- （1）仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしな
- い。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- （2）発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

4. 参加者への配慮に関する事項

- （1）契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し、部分払を活用するなど配慮する。
- （2）契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- （3）複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、可能な案件について複数年契約する。